

文化審議会報告書

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」

日本語教育の充実と日本語教育機関の向上求む

文化庁は平成30年(2018年)3月2日、平成28年度から文化審議会国語分科会において、日本語教育人材について検討を進めてきた結果を「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」と題して取りまとめ、全文120頁の報告書を公表した。このなかで日本語教育について重要な指摘を行っており、とくに日本語教育機関、日本語学校関係者にとっても「必読文書」である。全国日本語学校連合会(JaLSA)加盟校は、これを多いに参考にして日本語教育機関としての水準向上に努めていただきたい。

はじめに

報告書はまず「はじめに」の部分で、これを作成した経過に触れている。従来、日本語教師の養成については、平成12年(2000年)にとりまとめた「日本語教育のための教員養成について」を基本的な指針として、大学などの日本語教師養成機関において実施されてきた。しかし、この18年間で外国人材の大幅な受入拡充に伴い、様々な課題が指摘されてきた。このために、国語分科会の下に設けた日本語教育小委員会において、「日本語教育人材の養成や研修の在り方」を議題として審議を進め、このほど一定の指針を得て内容を発表した次第だ。

報告書の主要なポイントは、日本語教育人材、すなわち日本語教員の活動分野のうち、「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒らについて必要な日本語教育の在り方を検討した結果、日本語教育人材をその役割に応じて、①日本語教師、②日本語教育コーディネーター、③日本語学習支援者の3つに分類し、その分類と熟練度の段階や活動分野ごとに、求められる資質・能力、養成・研修の在り方、及び教育内容を示したことにある。また、大学などにおいて養成課程を編成する際の目安となるモデルカリキュラムも掲載している。

なお、活動分野のうち、「就労希望者」、「難民」、「海外における日本語教育人材」に求められる資質・能力、及びそれに応じた教育内容やモデルカリキュラム、日本語教育の資格の在り方については、平成30年度以降も引き続き検討を行うと説明している。

昨年 6 月改正、文化芸術基本法は日本語学校の奮起促す

I 日本語教育人材に関する現状と課題

1. 現 状

報告書はまず、日本語教育の現状について、在留外国人、留学生、児童らを取り巻く状況を説明している。在留外国人については増加傾向にあることを在留資格別に数字で示し、留学生については、日本での就職を希望する留学生の約半数しか就職ができていないこと、その理由として、日本語による試験や面接、書類の書き方への対応が難しいなどが上位に挙がっていて、企業側からは「日本語能力が不十分」が 38.9%と「最も多い課題となっている」と指摘している。

また、公立の小中高などに在籍している外国人児童生徒数は約 8 万人を超え、うち日本語指導が必要な児童生徒数は約 4 割を占め、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数を合わせると約 4 万 4000 人となっており、日本語指導が必要な児童生徒数はこの 10 年間で約 1.7 倍に増加している。さらに、昭和 59 年度から実施されている日本語能力試験は、平成 29 年度の年間応募者数が初めて 100 万人を突破し、国内応募者数は、平成 28 年度が前年度比 35.5%増、平成 29 年度は 25%増と急増している。

以上、報告書は現状を概括したうえで「各分野における日本語教育の必要性はますます高まっている」として、その意義を以下のように強調している。

「日本語は我が国における共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が日本で安心・安全に生活していくうえで極めて重要である。また、就労、教育などを含めた日々の生活において、その可能性を最大限に発揮するための基盤となるばかりでなく、外国人の社会参加の観点など、多面的な意義がある。このことは、我が国における外国人の実際のコミュニケーションが常に日本語で行われるとは限らないとしても、また、外国人の母語を尊重すべきであるとしても、変わることはない」としている。

さらに報告書は「日本語教育の必要性が高まるとともに、日本語教育機関の教育水準の向上及び専門性を有する日本語教育人材が求められている」と強調したうえで、平成 29 年（2017 年）6 月に改正された「文化芸術基本法」第 19 条で、そのことが新たに明記されたと指摘している。紹介された条文は以下の通りである。

《国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする》

報告書が「文化芸術基本法の改正」に触れたこのカ所は、国がいかに関日本語教育機関、日本語学校の教育水準の向上に期待を寄せ、奮起を期待しているかが分かる内容である。

報告書では、外国人に対する日本語教育を実施している機関・施設数は、平成 28 年 11 月現在 2111 で、内訳は大学などの機関が 521、地方公共団体・教育委員会が 416、国

際交流協会が 411、法務省告示機関・任意団体が 763 と記している。

国内の日本語教師数は、平成 28 年度で、3 万 7962 人で、前年度比 1794 人増加した。内訳は、国際交流協会が前年度比 31.3%増の 1 万 1874 人、日本語教育機関が 23.1%増の 8775 人、大学などが 13.0%増の 4920 人、地方公共団体が 13.1%増の 4970 人の順となっている。職別では、ボランティアが 58.1%と最も多く、非常勤講師が 29.7%、常勤講師が 12.2%となって常勤講師を確保しにくい日本語教育機関の実態が浮かんた。また、年代別では、60 代が全体の 21.6%と最も多く、次いで 50 代が 17.5%、40 代が 15.2%、70 代以上が 8.1%、20 代と 30 代は合わせて 16%となって、若手教師の台頭が望まれる。

2. 課 題

2-1. 「平成 12 年教育内容」について指摘されている課題

日本語教師の養成については、平成 12 年の「日本語教育のための教員養成について」の指針に沿って大学などで実施されているが、「平成 12 年の指針」については様々な課題が指摘されている。報告書は以下の 3 点を課題として指摘している。

- (1) 多様な教育目的や学習者のニーズなどに対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた日本語教師の資質・能力や教育内容は示されていない。
- (2) コミュニケーションを核としての 3 つの教育領域 (①社会・文化、②教育、③言語)、5 つの区分 (①言語と社会、②言語と真理、③言語と教育、④言語、⑤社会・文化) に対応する教育内容の例などを示しているが、必ず学習すべき内容が明確にされていない。
- (3) 指針の提示以来 18 年が経過していることから、大学等における教育・研究の進展や社会情勢の変化に対応できていない。

2-2. 活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されたている課題

報告書は日本語教育人材について、3 つの活動分野ごとに課題を挙げている。

- (1) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材：「多様なニーズに対応できるよう、授業が組み立てられる能力、臨機応変に対応できる知識と技能、及びコースデザイン的能力が必要」との指摘。他に「学習者と学習支援者のマッチングや教室コーディネートを行う中核人材が必要だが、配置されていない地域が多い」「特に専門性が求められる初期日本語教育については、専門性を有していないボランティアには負担が大きい」「十分な研修実施体制が構築されていない」などの課題が挙げた。
- (2) 留学生に対する日本語教育人材：大学や日本語教師養成機関における教育内容は「平成 12 年の指針」を参考に編成されているが、「教育内容に関して現場では養成機関・団体の自主性にまかされており、日本語教育人材の資質・能力にばらつきがある」「養成段階の教育実習で、外国人学習者に対する指導を行う実習や見学をしていない教育機関も見受けられ、日本語教育機関から『実践力が不足している』との指摘」「現職日

本語教師に対する国の研修は行われておらず、教育機関・教員個人まかせで、十分な研修が確保されていない」など。

- (3) 児童生徒らに対する日本語教育人材：『児童生徒等』は就学前の子供や就学機会を得られない未成年も含めるべき」「日本語教育支援のできる外部人材を、学校における日本語支援員として活用するための研修機会の充実が必要」としている。「日本語教師には、教員、母語支援員のほか、児童生徒を支援する多様な人材と家庭や学校、地域の関係機関・団体と連携し、多様なリソースを活用する力が求められる」と課題が提起された。

日本語教師、日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者に 3 分類 特に高い専門性求められる日本語教育コーディネーター

日本語教育人材の整理

2-1 課題の (1) の「多様な教育目的や学習者のニーズなどに対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた日本語教師の資質・能力や教育内容は示されていない」との指摘を踏まえ、報告書は、日本語教育人材を活動分野、役割、段階別に、次の通りに整理している。

1. 活動分野

- ①国内：「生活者としての外国人」、留学生、日本語指導が必要な児童生徒ら、就労を希望する在留外国人や研修生、技能実習生、難民や高度人材などに対する日本語教育。
- ②海外：海外の初等・中等・高等教育機関で日本語を学ぶ学生、民間の教育機関やコミュニティスクールなどで日本語・日本文化を趣味・教養として学ぶ者、日系人及びその家族に対する継承語としての日本語教育や、現地日系企業や日本と関わりのある企業で働いている、あるいは働くことを希望する者。日本への留学を目指す者などに対する日本語教育。

2. 役割

日本語教育人材の役割を次の 3 つに整理している。

- ①日本語教師：日本語学習者に直接日本語を指導する者。
 - ②日本語教育コーディネーター：日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者。
 - ③日本語学習支援者：日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者。
- ①の日本語教師については、その段階に応じて養成、初任、中堅の 3 段階に整理した。
養成：日本語教師を目指して、日本語教師養成課程で学ぶ者。

初任：日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者。

※目安は0～3年程度の日本語教育歴にある者。

中堅：日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（2400単位時間以上の指導経験）を有する者。※目安は3～5年程度の日本語教育歴にある者。

②の**日本語教育コーディネーター**については、目安としては日本語教師の「中堅」を経た者で、その段階に応じて**地域日本語教育コーディネーター**と**主任教員**の2者に区分して検討した。

地域日本語教育コーディネーター：行政や地域の関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者。

主任教員：法務省が告示した日本語教育機関（日本語学校）で教育課程の編成や他の日本語教師の指導を担う教員

③の**日本語学習支援者**については例を挙げて説明している。例1は、地域の日本語教室などにおいて日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに、未成年を含む学習者の日本語学習の支援を行う者。例2は、日本語教師が指導する企業内の日本語研修プログラムなどにおいて、会話の練習に参加し、学習者の日本語の運用を促進する者としている。

3. 日本語教育人材の役割・段階に応じて求められる専門性など

(1) **日本語教師**では、養成・初任・中堅研修の終了段階で求められる専門性は次の通り。

①**養成**：研修終了段階では、「日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を持っている」ことと「国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、日本語指導を行うことができる」ことの2点を求めている。

②**初任**：研修終了段階では、単なる日本語教師ではなく、「活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師」と一段高い対応能力を求めている。

③**中堅**：研修終了段階では、日本語を教える技能について「体系的な知識・技能」だけでなく「十分な経験を有し、日本語教師として高度な専門性を持っている」こと。かつ「日本語教育プログラム策定能力」を専門性として求めている。

(2) **日本語コーディネーター**では、日本語教師の初任・中堅を経た者で、以下の実行能力が求められる。①日本語教育プログラムの策定・実施運営及び指導・助言。②日本語教師及び日本語学習者に対する指導・助言。③日本語教師及び日本語学習者の養成・研修の企画立案。④多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動のデザイン。

(3) **日本語学習支援者**については、日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持ち、日本語教師や日本語教育コーディネーターとともに、学習者の日本語学習を支援し促

進する役割を担うことができること。

II 日本語教育人材に求められる資質・能力について

1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

報告書は、以下の3点を指摘している。

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接するうえで、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

次の5点を重要な資質・能力として挙げている。

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有している。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えている。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有している。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有している。

3. 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力

報告書は、役割・段階・活動分野ごとに求められる日本語教育人材に求められる資質・能力については、知識、技能、態度に分けて表1～8に詳細に示している。その内容を熟知するには文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の報告書の表を熟読して欲しい。

日本語教師「養成」における教育内容カリキュラム熟読を

III 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について

1. 日本語教育人材の養成・研修の在り方
2. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方
3. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容

以上の項目に沿って、日本語教育人材の養成・研修のための教育内容及びモデルカリ

キュラム（教育課程編成の目安）について、報告書は「日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ」を図表などで提示している。また、モデルカリキュラムには、想定される養成・研修実施機関別の教育内容、教育方法、単位数／単位時間数、科目名を細かく例示しているので参考にして欲しい。教育実習についても同様だ。

とくに「3. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容」についての表は、以下のような内容である。

表 9：日本語教師「養成」における教育内容を例にとると、表 9 は、最も基本的な内容だ。平成 12 年（2012 年）にとりまとめた「日本語教育のための教員養成について」で示されたコミュニケーションに必要な 3 つの教育領域（①社会・文化、②教育、③言語）、5 つの区分（①言語と社会、②言語と真理、③言語と教育、④言語、⑤社会・文化）を織り込み、さらにそれを 16 の下位区分に分けて、それに対応する「必須の教育内容」を例示している。これを熟視するだけで、報告書がいかにか重要かつ示唆に富んだ内容かが分かる。

表 10 以下の表も、基本的には表 9 の形式をかなりの部分で踏襲しているが、日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の分も含めて省略するので、表を熟読して欲しい。

4. 日本語教育人材の養成・研修における「教育課程編成の目安」

日本語教育人材の養成・研修実施機関及び団体において、教育課程編成の際の参考としていただくために役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力を踏まえた教育内容を含む「教育課程編成の目安」を表に示している。

この「教育課程編成の目安」だが、教育内容では、「養成」研修においては、必須の教育内容が「26 単位時間又は 420 単位時間の 3 分の 2 以上を占めることが望ましい」と指摘。教育方法では、「体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を積極的に取り入れることが求められる」と強調している。

また単位数・単位時間数では、「大学は 1 単位を 30～45 時間とした。その他の機関・団体については、1 単位時間を 45 分以上」としている。各単位数・単位時間数の最小値を合計すると、「全単位数・単位時間数の 3 分の 2 以上となるように策定した」と記している。3 分の 1 は時間数の幅を生かすことにより各機関・団体における特色あるプログラムを編成することが可能である」として、日本語教育機関などに有効活用を促している。

以下、(1) 日本語教師「養成」の教育課程編成の目安、(2) 日本語教師「初任」研修の教育課程編成の目安、(3) 日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安については表 22～27 までであるが、ここも省略する。

なお、日本語教師「中堅」及び日本語学習支援者については、「現場の実情に合わせ

た柔軟なカリキュラムの策定が望ましいと考えられる」として、報告書では教育内容を示すにとどめ、「教育課程編成の目安」は示されなかった。

報告書は、最後に以上の報告書をまとめるにあたっての参考資料を列挙し、「日本語教育小委員会」の名簿のほか、報告書の概要と養成・研修の検討範囲などを図表・チャートにして添付している。いずれにしても、「在留外国人 250 万時代」に突入して、事実上の「移民国家の様相」を呈しつつある日本が、「外国人材の受入れの範となる国家」を目指すためには、日本語教育の充実が不可欠である。日本語教育機関は、その責務の重さを今こそ自覚しなくてはならないであろう。